

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団琴奈会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について, 該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 広島県呉市広古新開一丁目3番1号 楠ビル202号室

注) 複数の事務所を有する場合は, 主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 平成29年9月5日

- (4) 設立登記年月日 平成29年9月8日

- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	市川 二郎	イチカワ歯科クリニック管理者
理 事		
同		
同		
同		
監 事		

注) 1. 「社会医療法人, 特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」

以外の医療法人は, 記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に, 当該医療法人の開設する病院, 診療所, 介護老人保健施設又は介護医療院 (法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に, 評議員の選任理由を記載すること。(法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	イチカワ歯科クリニック	広島県呉市広古新開一丁目3番 1号楠ビル202号室	0床

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年11月17日 令和 3年度決算の決定

令和 5年 9月 5日 令和 5年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人社団 琴奈会

※医療法人整理番号

所在地 広島県呉市広古新開一丁目3番1号楠ビル202号室

財 産 目 録

(令和5年9月30日現在)

1. 資 産 額	14,470 千円
2. 負 債 額	6,718 千円
3. 純 資 産 額	7,752 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	9,041
B 固 定 資 産	5,429
C 資 産 合 計 (A+B)	14,470
D 負 債 合 計	6,718
E 純 資 産 (C-D)	7,752

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人社団 琴奈会
所在地 広島県呉市広古新開一丁目3番1号楠ビル202号室

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和5年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	9,041	I 流 動 負 債	5,140
II 固 定 資 産	5,429	II 固 定 負 債	1,578
1 有 形 固 定 資 産	4,467	(うち医療機関債)	0
2 無 形 固 定 資 産	2	負 債 合 計	6,718
3 そ の 他 の 資 産	960	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
		I 基 金	7,596
		II 積 立 金	156
		(うち代替基金)	0
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	7,752
資 産 合 計	14,470	負 債 ・ 純 資 産 合 計	14,470

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 2

法人名	医療法人社団 琴奈会	※医療法人整理番号				
所在地	広島県呉市広古新開一丁目3番1号楠ビル202号室					

損 益 計 算 書
(自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	41,104
2 事業費用	40,964
本来業務事業利益	140
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	140
II 事業外収益	955
III 事業外費用	22
経常利益	1,073
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	1,073
法人税等	171
当期純利益	902

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

※医療法人整理番号									

法人名 医療法人社団 琴奈会
所在地 広島県東広島市古新開一丁目3番1号楠ビル202号室

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団琴奈会

理事長 市川 二郎 殿

私は、医療法人社団琴奈会の令和4会計年度（令和4年10月1日から令和5年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 5 年 11 月 10 日
医療法人社団 琴奈会
監事

(注1) 監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

(注2) 関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。